

令和元年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第4日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和元年9月17日（火） 午前10時44分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（10名）
- | | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 7番 | 鈴木一之君 | 8番 | 河村幸雄君 |
| 9番 | 渡辺昌君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| 副委員長 | 鈴木いせ子君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|--------|-------|--------|
| 鈴木いせ子君 | 高田晃君 | 竹内喜代嗣君 |
| 小杉武仁君 | 川村敏晴君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 佐藤克也君（課長補佐） |
| 同課健康支援室副参事 | 川崎健一君 |
| 同課健康支援室係長 | 東海林清美君 |
| 同課健康支援室係長 | 中川紀子君 |
| 同課健康支援室係長 | 小林春美君 |
| 同課健康支援室係長 | 大倉愛子君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君（課長補佐） |
| 同課高齢者支援室副参事 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋洋一君（課長補佐） |
| 同課介護保険室係長 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 木村静子君 |
| 同課福祉政策室長 | 石田浩二君（課長補佐） |
| 同課福祉政策室係長 | 本間大輔君 |
| 同課福祉政策室係長 | 鈴木祐輔君 |
| 同課総合相談係副参事 | 中山晴剛君 |

こども課長	鈴木美宝君
同課子育て政策係課長補佐	高橋朗君
同課子育て支援室長	平山祐子君(課長補佐)
同課子育て支援室副参事	小林毅君
同課子育て支援室係長	石山留美君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
書記	菅井洋子

(午前10時44分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(渡辺昌君)開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第7 議第119号 令和元年度一般会計補正予算(第7号)についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 小田正浩君、福祉課長 木村静子君、こども課長 鈴木美宝君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

(説明)

こども課長 では、歳入のほうの説明をさせていただく。9Pから10Pをお開きください。中ほど、14款国庫支出金の1項1目2節児童福祉費負担金だ。説明1、子育てのための施設等利用給付費負担金、こちら新規になる。16万円だが、10月から始まる幼児教育・保育無償化の事業に対する国庫負担金となる。補助率2分の1だ。具体的には、一時預かり事業等の利用料の無償化分に対しての補助ということになる。以上だ。

介護高齢課長 次に、14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄の1、介護保険事業費補助金61万円であるが、介護報酬改定に伴うシステム改修事業補助金であって、人口規模に応じて配分されるもので、村上市は人口1万人以上10万人未満の市町村で、61万円の国庫補助金となる。

こども課長 同じく14款2項2目2節、説明1、子ども・子育て支援交付金86万4,000円になる。こちら、今年度の12月から医療法人佐藤医院で行う病児保育事業への補助金に対す

る国庫負担金となる。補助率、国3分の1、県3分の1となる。なお、施設整備については、医療法人佐藤医院で行うため、市の負担はない。4カ月分で事業費259万2,000円の3分の1の補助で、86万4,000円となる。

第15款 県支出金

(説明)

- こども課長 引き続き、15款県支出金、1項1目2節、説明1、子育てのための施設等利用給付費負担金、こちらも新規8万円になる。こちらも、10月から始まる幼児保育無償化に関する県の負担金となる。補助率4分の1となる。以上だ。
- 介護高齢課長 続いて、15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄の1であるが、介護基盤整備事業費補助金1,226万円であるが、新潟県介護基盤整備事業費補助金交付要綱改正による追加である。内容といたしては、地域密着型施設整備事業費補助金が160万円掛ける2カ所分で320万円と、介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金として15万1,000円掛ける60床ということで、906万円の追加となる。
- こども課長 11P、12Pごらんください。15款県支出金、2項2目2節、子ども・子育て支援交付金86万4,000円だ。こちら、医療法人佐藤医院で行う病児保育への運営費に対する県の負担金となる。説明の2になるが、子ども・子育て支援事業費補助金777万3,000円、こちら幼児教育・保育無償化に伴う事務費に対する補助金、こちら補助率は10分の10だ。それと、同じく円滑事業分として378万円になる。合計で777万3,000円になる。以上だ。

第18款 繰入金

(説明)

- 介護高齢課長 18款繰入金、1項1目特別会計繰入金、1節特別会計繰入金、説明欄の1、介護保険特別会計繰入金2,104万3,000円であるが、平成30年度決算による精算繰入金である。

第20款 諸収入

(説明)

- こども課長 20款6項5目1節、1から6まで平成30年度の精算によるもので、例年どおりになるので、説明を省略させていただく。同じく、20款6項6目2節、保育園副食費(新規)1,366万2,000円、こちら幼児教育・保育無償化に伴う副食費の保護者負担分となる。1人4,500円で、公立保育園3歳以上児で、見込みとしては506名を見込んでいる。その6カ月分ということで計上させていただいた。以上だ。

歳入

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第18款 繰入金、第20款 諸収入

(質疑)

- 長谷川 孝 10Pの介護基盤整備事業費補助金というのの160万円掛ける2カ所だと思うのだが、これはどこのあれか。
- 介護高齢課長 これは、グループホームまつかぜとグループホームいいのという、グループホームを今年度建設いたすので、その追加分になる。
- 長谷川 孝 了解した。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

- 福祉課長 それでは、17P、18Pをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄の1、障害福祉費一般経費、それから説明欄の2、重度心身障害者医療費助成経費、いずれも平成30年度の事業の確定による返還金である。以上だ。
- 介護高齢課長 3款1項2目社会福祉施設費、説明欄の1、ゆり花会館運営経費の103万1,000円の追加をお願いするものだが、修繕費8万1,000円だが、これ山形県沖を震源とする地震の際に玄関ホール照明が落下したもので、それを修繕するものだ。また、工事請負費95万円だが、これ玄関屋根排水口防水工事を行うものである。3款1項3目老人福祉費だが、説明欄の1、介護支援経費、返還金5万1,000円は、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業費の平成30年度の実績確定による返還金である。
- 保健医療課長 次の説明2、老人医療費助成経費の6万6,000円は、同事業の平成30年度実績による返還金である。
- 介護高齢課長 3の介護基盤整備事業経費の地域密着型施設整備事業費補助金320万円と介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金906万円であるが、歳入でも説明したが、新潟県介護基盤整備事業補助金交付要綱改定による追加である。4の低所得者介護保険料軽減経費、返還金6,000円は、平成30年度の実績確定による返還金である。5の介護保険特別会計繰出金1万5,000円の減額だが、事務費分と予備費分の調整によるものである。6の老人福祉職員人件費であるが、時間外勤務手当16万9,000円だが、今回の時間外の補正については、このたびの6月18日に発生した山形県沖地震に伴って災害対策、災害復旧等により長期間に対応したことで、通常業務の遅延に対応するための時間外勤務手当等が必要となったことから、不足分について追加するものである。次に、3款1項4目老人福祉施設費、15節工事請負費、説明欄1、老人介護施設経費、工事請負費738万5,000円だが、内容としては、新きわなみ荘空調整備改修工事の634万6,000円と瀬波すみれ荘高圧充電設備更新工事の103万9,000円の追加をお願いするものである。
- こども課長 続いて、3款2項1目3節、児童福祉総務費職員人件費だ。こちら、先ほど介護高齢と同じように地震に伴うもの、それから加えて保育料の無償化に伴う新規事業が重なったことにより不足が生じたもので、計上させていただいた。説明2のことばところの相談室に関しては、相談件数の増加ということで計上させていただいている。その下、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当のこちら、平成30年度の事業精算に伴う返還金である。めくっていただいて、次のページ、母子家庭等対策総合支援事業経費、こちら、平成30年度の事業精算に基づくものだ。その下、3款2項3目、説明の1、保育園の運営経費である。消耗品費20万円については、幼児教育・保育の無償化に係る事務用品の購入に充てるもの、こちらのほうが10分の10の補助金率になる。修繕料30万円については、震災により破損したみのり保育園のエコキュートの配管漏水に伴う修繕料である。それから、病児保育の事業経費259万

2,000円、こちら医療法人佐藤医院で実施予定の病児保育事業に対する補助金である。12月1日から開設予定で、事業費については来年3月末までの4カ月間の運営費となる。1日の利用者を平均で1.31人、稼働日数99日で、130人の利用を見込んだ積算となっている。あと、4番の返還金については、こちら精算に伴うものだ。それから、5と6に関しても地震に伴うもの、それからゴールデンウィークの開園したことによる人件費が増ということでの計上をさせていただいた。以上だ。

福祉 課長 それでは、3款3項1目生活保護総務費についてだが、生活保護総務費職員人件費については、先ほど説明があるように、地震の対応による業務の増、それと生活保護の事務量の増加により増額するものだ。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 それでは、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明2の保健衛生総務費職員人件費23万円及びその下の4款1項2目予防費の説明1、予防費職員人件費2万4,000円の増額は、それぞれ職員人件費、時間外手当の調整によるものである。

歳出

第3款 民生費、第4款 衛生費

(質疑)

木村 貞雄 19、20Pの介護基盤整備事業経費、課長からよく説明あったのだけれども、グループホームのところなのだけれども、この一番下の介護療養型医療施設等転換整備支援事業費の分の補助率の関係、中身の関係についてちょっと聞きたいのだけれども。介護高齢課長 これについては、村上記念病院が介護医療院に転換するというので申請していたけれども、これが先ほど言うように新潟県の要綱が変わって、補助率が高くなったのだ。それが・・・

(「済みません」と呼ぶ者あり)

介護高齢課長 補助率が多くなったのだ、今までよりも。それで、その分15万1,000円が1床当たりふえたということで、60床分ふえて906万円となった。

木村 貞雄 もう一つ下のことばとこころの相談室の関係でお聞きするけれども、相談件数の増加ということなのだけれども、前は学校教育課からと今回変わったのだけれども、そこに実際ついている職員は変わらないのだろう。

こども課長 今年度職員を増員させていただいている。非常勤特別職2名と相談員3名は変わらないのだが、相談員の補助を今まで1名だったものを1名増員して2名にしている。

木村 貞雄 それは、そこへ出てきたあれは学校教育課から名前が変わったのだけれども、村上市にとっても歴史のある事業なのだけれども、要するに私言いたいのは、あそこ始まったときは広域事務組合でやっていたのだけれども、2歳から中学生までのあれをいろいろと面倒見たのだけれども、今学校教育課からこども課になると、小学校になると学校教育課の関係なのだけれども、その辺のことでお聞きしたいのだけれども、どんなふうにするのか、以前から学校教育課の嘱託の関係の人たちだのそういったところに学校に入って、問題ある生徒とかに訪問したり、いろいろとベテランの人たちなので、やっているけれども、その以前のこども課になると、3歳からか、主に。そういった関係で、どんなふうにするのか。

こども課長 対象年齢に関しては、特に大きな変更はしていない。やはり子どもの、ちょっと手

がかかるとか、配慮が必要だとかというお子さんに関しては早期の発見、早期の支援ということが一番重要だと考えているので、乳児健診であるとか、そういうところでちょっとチェックが入ったようなお子さんを対象にして、年齢の幅を早期に対応するというので考えているので、その意味も含めて一貫した相談体制ができるという意味も含めてこども課のほうに移管ということでさせていただいている。学校に訪問に行ったりだとかいうことは今までどおり行っているし、あわせて保育園の指導に当たっている保育士の講演会とかにも、今までどおり力を入れて研修会とかも行っている。個々の子どもさんに対する対応というの、当然相談であったり、園の中での気になる子どもさんというところでの対応もしている。よろしいだろうか。

木村 貞雄 それはわかるのだけれども、要するに私としては、前々から言ってきたのだけれども、本来であれば学校教育課で一貫したことが理想なのだろうけれども、それできないのだけれども、ちょうどやはり小さいときから見て続けていくのが理想だと思うのだけれども、片方は福祉課というかこども課だろう。国のほうも学校教育課、文部科学省でやっているわけなのだけれども、その切りかえがうまくいかないと、特に発達障がいと言うけれども、どこにその線を引くかというのは微妙なところで、私どもこれは発達障がいなんて言えない時代なのだ。この辺は、その専門の先生から指導受けたのだけれども、そういうことで今まで以上にそういう連携してうまくやっていってもらいたいものだけれども。

副 市 長 私からお答えをさせていただく。こども課に移管したというのは、やっぱり圧倒的にちっちゃい子どもたちの相談が多いということが前提にあったようだ。今委員おっしゃるように、そういったことをしっかりと「ぱすのーと」などというものも使いながら、学校教育にも十分にそれが生かされていくように市全体として取り組んでいきたいというふうに思うので、どうぞご理解をいただきたいと思う。

木村 貞雄 終わる。

尾形 修平 22Pの生活保護費なのだけれども、これ課長に聞くのだけれども、例年被保護世帯が増加しているよね。先ほど課長の答弁の中にも、事務量がふえているというふうに思う。先般議会でも諸般の報告で市長から報告があったけれども、あのようなことが今後ないようには当然してもらわなければならないのだけれども、副市長のほうで福祉のほうで例えばその業務量が年々、年々やっぱりふえていると思うのだ。被保護世帯もふえていく中で、その体制をやっぱりある程度例えば加配の職員を配置するとかというような格好でしていかないと、私はちょっと1人にかかる負担がふえていくのではないかなと思うのだけれども、その辺今の福祉課だけではなくて、どこの課の業務でもふえていっている業務と少なくなっている業務とで、少なくなっているのは多分ないのだからかもしれないけれども、あると思うのだけれども、その辺市の考え方お聞かせください。

副 市 長 ご指摘のように、特に今回のこの人件費については、やはり震災による影響がこここの分科会のみならず、ほかの分科会所管部分についても大変多く発生しているというのは、ご理解をいただけるものというふうに思う。その中で、その事務量についてはどうなのだというふうなことなのだが、確かに課によっては、なかなか軽減どころかどんどん、ふえていっているというところもあるというふうに承知をしている。一方で、少なくなってきたかということ、それが目に見えて少なくなっている状況でもないということからすると、やっぱり全体的にはボリュームが膨らんで

- きているのだろうというふうに思う。加えて、職員の配置であるけれども、これも適正な人員確保には努めてはいるけれども、それがしっかりと機能しているところかという、やっぱり課によってはいろんな課題も抱えている。なお、総務ともよくそこを相談しながら、職員一人一人に過度な負担がかからないように配慮しながら今後努めていきたいというふうに思うので、どうぞご理解いただきたいと思う。
- 尾形 修平 こんなこと言って、職員の方おられる中であれなのだけれども、さっき税務課の収納部分とか、こういう例えば生活保護を担当する方とか、本当に私の立場に置きかえると、なかなかやりづらいとか、できればたくないというような私は業務だと思うのだ。だから、その辺で本当に個人一人一人の負担がふえないような状況、またあと課としてのサポート体制をしっかりとっていただければなというふうに思う。以上だ。
- 鈴木 一之 先ほどのことばとこころの相談室の件であるのだけれども、現状なかなかいろいろとお話が、それぞれ悩み相談等々があると伺っている。それで、こども課が窓口になりながら、ほかの関係で例えばその内容によっては、村上市でもいろいろとほかの事業所等々もあるし、その中でこども課の方々がそれこそそこを主導権を握っていただくなり、そしてそこでほかのところにも共有した形の中でその相談内容に対して一貫して、やはりこども課の中でもことばとこころの教室の中で登録されている方はたくさんおられて、そしてその人たちが実際相談されたりとか、こども課で実際に来られる人が本当に限られた日程の中で来られるということであるもので、その間でもことばとこころが、そこが主導された形の中で、ほかとも、事業所等とも共有した形の中でやっていただければと思うのだが、そのあたりどうだろうか。
- こども課長 おっしゃるとおりこども課、ことばとこころの相談室だけで完結することではなくて、その一人一人のお子様、親子関係を含めてだけれども、その関係性を相談室の中でもいろいろ相談の中でどちらのほうにつないだほうが、専門的な機関のほうにつないだほうがその子にとって望ましいのか、一番最善の道というのをいろいろ協議をした中で、専門の機関におつなぎしたりだとか、医療機関のほうにおつなぎしたりだとかということで対応している。本当に各関係機関の方たちと連携をしながら、子どもたちの望ましい支援というものを探っていきたいと考えている。ただ、やはり親御さんの中には、その相談室に来るということに大変な抵抗を持っていらっしゃる方もいることは事実だと思う。なので、まず第1段階としてことばとこころの相談室のほうに門戸を広げて、そちらのほうにまず第1段階入っていただいて相談していただいて、そこから専門的な支援ということで考えている。よろしくお願ひしたいと思う。
- 鈴木 一之 その点よろしくお願ひいたす。

〔委員外議員〕
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第119号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第8 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分

科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 小田正浩君、福祉課長 木村静子君、こども課長 鈴木美宝君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第12款 分担金及び負担金

（説明）

- 介護高齢課長 それでは、17、18Pをお願いいたします。それでは、12款分担金及び負担金、2項2目1節社会福祉費負担金の備考欄1、老人ホーム入所者負担金1,696万8,417円であるが、市内の入所者に係る個人負担金である。やまゆり荘、年度当初37名、胎内やすらぎの家、年度当初5名の分である。2の老人ホーム入所措置費負担金2,321万5,520円であるが、これは関川村からのやまゆり荘の入所者に係る約10名分の措置費である。あと、3から7については例年どおりなので、省略させていただく。
- 福祉課長 その下、8、9についても例年どおりなので、省略させていただく。
- こども課長 同じく、12款2項2目2節児童福祉費負担金である。保育園の入園費負担金については、調定額2億2,947万9,680円、収入済額2億2,883万2,680円で、収納率は99.71%であった。備考2だが、保育園入園者負担金、こちら滞納繰越分だ。調定額1,101万2,150円、収納額が136万5,900円、収納率12.4%となった。収入未済額は964万6,250円で、未納者は113名だった。そちら、この下備考欄3、4については例年どおりのため、説明を省略させていただく。備考の5、学童保育利用料については、調定額2,061万6,900円、収入済額2,054万8,600円で、収納率は99.67%である。収入未済額は6万8,300円、未納者は12名。次、備考欄6、学童保育利用料（滞納繰越分）については、調定額64万9,100円、未納額が16万9,400円、収納率26.10%となった。収入未済額39万9,700円で、未納者は10名、不納欠損額8万円で4名であった。その下、備考欄7、母子生活支援施設入所者負担金9,900円だが、こちらはDVを理由に母子生活支援施設に入所した世帯の負担金である。備考8は省略させていただく。以上だ。
- 保健医療課長 それでは、12款2項3目衛生費負担金、備考2、基本健康診査一部負担金29万8,500円は、30代等の対象者の基本健診に係る一部負担金だが、平成30年度から心電図、眼底検査を無料としている。次の備考3、4、5は、例年どおりの負担金のため、省略させていただく。
- こども課長 備考6についても例年どおりのため、説明省略させていただく。

第13款 使用料及び手数料

（説明）

- 介護高齢課長 それでは、19、20Pである。13款使用料及び手数料、1項2目民生使用料であるが、1節社会福祉使用料、備考欄1、行政財産使用料18万5,233円だが、当課所管の施設に設置されている電柱等に係る使用料である。
- こども課長 13款1項2目2節の児童福祉使用料だ。こちら、備考欄1については、瀬波の児童館使用料で、説明は、例年どおりのため省略させていただく。2の行政財産使用料について、こちら保育園の電柱等の使用料ということで収入している。37万9,590円

だ。3番の病児保育施設使用料、こちらのほうは、あらかじめ病児保育センターを利用した際の使用料である。村上市の方が318名、関川村35名、合計353名の利用で、月平均29名の利用ということである。

保健医療課長 それでは、13款1項3目衛生使用料、備考3の急患診療所使用料1,917万746円は、診療所利用時の保険者負担分及び一部負担金だが、季節性インフルエンザ流行に伴う利用者の増加等により、近年は増加傾向が続いている。次の備考4は省略させていただきます。

こども課長 23、24P、13款2項2目民生手数料だ。こちらは、1件300円の在園証明書等の手数料28件分である。

保健医療課長 13款2項3目衛生手数料、備考4は省略させていただきます。

第14款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、例年どおりの内容のため省略させていただきます。

介護高齢課長 25、26Pである。2の低所得者保険料軽減負担金528万3,450円だが、介護保険料の第1段階に該当する方への軽減において、基準額の0.05に対する国負担金2分の1分である。対象者は2,985人である。

福祉課長 その下、備考欄の3、4、5については例年どおりなので、省略させていただきます。その次、6の障害児通所サービス費負担金6,668万9,938円であるが、放課後等デイサービス事業等に対する国の負担金、負担割合2分の1である。平成30年度に2つの事業所が開設したため、大幅に増加した。次の7については例年どおりなので、省略させていただきます。

こども課長 次の14款1項1目2節児童福祉費負担金だ。備考欄1、2については例年どおりで、省略させていただきます。3について、子どものための教育・保育給付費負担金6,151万6,838円だが、こちらは認定こども園の村上いずみ園及び市内小規模保育事業所のゆりかご保育園、マイマイ保育園、杏園の事業所内託児所、広域に係る入園委託児童の保育費用に係る給付費の国庫負担金だ。補助率は2分の1になる。備考欄の4、児童入所施設措置費等負担金203万525円である。DVを理由に母子生活支援施設に措置された世帯の措置費だ。補助率は2分の1である。

福祉課長 その下、14款1項1目3節生活保護費負担金、生活保護費負担金5億9,693万9,000円であるが、生活保護に対する国の負担金で、負担率4分の3である。平成31年3月31日現在、保護世帯数446世帯となっている。以上だ。

こども課長 次に、14款1項2目衛生費国庫負担金、こちら未熟児養育医療費負担金についてだが、こちらも、例年どおりのため省略させていただきます。

保健医療課長 それでは、2項2目民生費国庫補助金、備考1の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金97万2,000円は、高齢者医療制度における保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に係る補助金で、国10分の10の補助である。

介護高齢課長 2の地域介護・福祉空間整備推進交付金718万5,000円であるが、これはふれあい羽衣のスプリンクラー設置工事に対する補助金である。3の介護保険事業費補助金165万円だが、平成30年度介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る費用の補助金である。補助金額については、人口規模で決まっている。

福祉課長 その下、4、5については例年どおりなので、省略させていただきます。次に、6、障

- 害者総合支援事業事業費補助金320万5,000円だが、制度改正に伴い障がい者自立支援給付支払等システム改修事業に対する国の補助金だ。補助率は2分の1だ。
- こども課長 14款2項2目2節児童福祉費補助金になる。備考欄1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助468万7,000円である。こちらは、母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、国の指定する講座等を受講することに伴い必要となる費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、安定した収入を期待できる資格取得のため、1年以上の養成機関へ入校した際の支援と入学金の一部を支給する高等職業訓練促進給付金等事業の補助金で、補助率は4分の3である。2と3番については、例年どおりのため省略させていただく。
- 保健医療課長 それでは、14款2項3目衛生費国庫補助金になる。備考の2については省略させていただいて、次のページ、27P、28Pになるが、備考3、感染症予防事業費等国庫補助金21万3,000円は、これは3月14日の議会の全員協議会でご説明をさせていただいた風疹の追加的対策第5期の実施に係る費用に対して交付されたものであり、補助率は2分の1、対象経費はクーポン券の印刷製本費である。
- 福祉課長 続いて、29、30P、14款3項2目2節児童福祉費委託金、説明欄の1だが、済みません、例年どおりなので、省略させていただく。

第15款 県支出金

(説明)

- 保健医療課長 では、15款県支出金、1項1目民生費県負担金、こちらの備考1と2は、それぞれ市負担金分と合わせて特別会計へ繰り出すもので、1の保険基盤安定負担金1億6,346万3,507円は、国保の保険者に対する財政支援の県負担分であり、負担割合は保険税軽減分として4分の3、保険者支援分として4分の1である。次の2の後期高齢者医療基盤安定負担金1億4,763万8,589円は、後期高齢者医療に対する財政支援の県4分の3負担分であり、低所得者の保険料軽減分を支援するものである。
- 介護高齢課長 3の低所得者保険料軽減負担金264万1,725円だが、先ほどご説明した保険料軽減における県の負担金4分の1である。
- 福祉課長 その次、4については例年どおりなので、省略させていただく。5の行旅死亡人取扱費交付金19万8,034円であるが、行旅死亡人2人分の葬祭費用における交付金である。続いて、6、7、8についても例年同様なので、省略させていただく。
- こども課長 15款1項1目2節児童福祉費負担金、備考1、児童手当の負担金だが、ゼロ歳児から3歳未満児までの補助率45分の4、3歳から中学校修了までの補助率6分の1となっている。備考2、3については、補助率4分の1となっている。
- 福祉課長 その下、15款1項1目3節生活保護費等負担金、備考欄の1、生活保護費等負担金だが、これは居住地が明らかでない要保護者などに対して保護した場合の経費を県が4分の1負担するものだ。
- こども課長 15款1項2目1節保健衛生費負担金、備考1、未熟児療育医療費負担金、こちらについても例年同様なので、省略をさせていただく。
- 保健医療課長 先ほど済みません、備考欄1の保険基盤安定負担金のところで、金額を読み間違えたので、訂正させていただく。1億6,346万3,507円で、数字がちょっと逆に読んでいたので、申しわけない。それでは、次のページになるが、31、32Pをお願いする。15款2項2目民生費県補助金、こちらの備考1の老人医療費助成事業補助金は、例年どおりのため省略させていただく。

- 介護高齢課長 2から5についても例年どおりなので、省略させていただく。
- 福祉 課長 7についても例年どおりなので、省略させていただく。8について、地域生活支援事業費等補助金、これについても例年どおりだ。9についても、済みません、例年どおりなので、省略させていただく。
- こども課長 次、15款2項2目2節児童福祉費補助金である。備考の1、特別保育事業補助金だが、こちら村上いずみ園、杏園事業所内保育所で行った3歳児未満保育に対する補助金で、補助率は2分の1だ。備考欄2、3、4については、例年どおりのため省略をさせていただく。
- 保健医療課長 15款2項3目衛生費県補助金、そのうち備考の1、2は省略させていただく。備考3の医療施設等設備整備費補助金1,293万円は、病院群輪番制病院施設整備事業の県補助金で、補助率は3分の2だ。村上総合病院に超音波内視鏡システム1台を整備いたした。次の備考4、5は省略させていただく。
- こども課長 6番、子ども医療交付金についても、例年どおりのため省略させていただく。
- 福祉 課長 続いて、35、36Pをお開きください。15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、備考欄2、戦没者遺族等援護事務交付金であるが、例年どおりなので、省略させていただく。

第16款 財産収入

(説明)

- こども課長 39P、40Pをお開きください。16款2項2目1節物品売払収入、備考の2、不用物品売払収入702円については、山北地区の保育園で統合により不要となった鉄くず等を処分した際の収入である。

第18款 繰入金

(説明)

- 介護高齢課長 18款繰入金であるが、1項特別会計繰入金、1目特別会計繰入金であるが、備考欄の1、介護保険特別会計繰入金4,617万1,542円だが、平成29度事業費確定に伴う精算繰入金である。

第20款 諸収入

(説明)

- 保健医療課長 それでは、43、44Pをごらん願う。20款諸収入、5項1目民生費受託事業収入、備考欄1の後期高齢者保健事業受託収入1,052万4,300円は、村上市と県広域連合の受託契約に基づく後期高齢者健康診査実施の2,188名分である。
- こども課長 20款6項5目過年度収入、1節の過年度収入、備考1である。過年度の児童手当交付金の精算に伴う追加分である。説明は省略させていただく。
- 福祉 課長 その次、2、3については、過年度の精算による交付である。説明は省略させていただく。
- こども課長 備考欄4から6については、過年度の負担金の精算に伴う追加分である。説明のほうは省略させていただく。
- 福祉 課長 45、46Pになる。備考欄の7、8についても、過年度の精算による追加交付なので、説明は省略させていただく。
- 保健医療課長 それでは、次の47、48Pをお願いいたします。20款6項6目雑入、2節民生雑入の備考

- 1、過年度後期高齢者医療療養給付費負担金21万1,325円は、平成29年度分の療養給付費負担金の精算に伴う県広域連合からの還付額である。
- 介護高齢課長 2については省略させていただく。3の介護人材確保推進事業給付金返還金40万円であるが、介護人材確保推進事業給付金の給付対象者として支給要綱に介護事業所に3年以上継続して勤務できる者と定められており、これまでの給付を受けた者の中で事業所を退職した方が2名おられたので、その給付金を返還していただいた。あと4、過年度地域密着型施設整備事業費補助金返還金の161万5,190円と5、過年度施設開設準備経費等支援事業費補助金返還金18万4,156円であるが、いずれも市が公募をした認知症対応型生活介護、グループホームの整備に対しての県補助金であって、平成28年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額確定に伴い精算した結果、生じた平成28年度の県補助金の返還金である。
- こども課長 備考6の保育園保育士等給食費負担金である。1,774万9,000円であるが、保育園職員、保育士、調理員、養護員、一時預かり保育及び子育て支援センター職員、看護師を含むが、こちらの方々給食を食べる職員の実費負担分だ。職員1人当たり1カ月5,000円を徴収させていただいている。
- 福祉課長 その下、7、生活保護費返還金1,204万8,084円であるが、生活保護法第63条、78条による返還金である。調定額44件で1,406万6,320円、返済済み額37件、1,204万8,084円となる。次の8については省略させていただく。
- こども課長 9番、10番については例年どおりなので、説明を省略させていただく。
- 福祉課長 その次、11番については、先ほど説明した生活保護費返還金の過年度分になる。詳細は省略させていただく。
- こども課長 12番については省略させていただく。13番、保育園親子遠足保護者負担金については、保護者から親子遠足のときに負担金として徴収させていただくものだ。2,000円掛ける718世帯で143万6,000円だった。14番、15番、16番、17番についても例年どおりで、省略をさせていただく。
- 福祉課長 その次、18、行旅死亡人等遺族負担金12万3,874円だが、平成29年度中に行旅死亡人として葬祭執行を行い、県の交付金支給を受けた後身元が判明したため、交付金相当額を遺族から返還してもらったものだ。以上だ。
- こども課長 19番については、職員駐車場の使用料、第二保育園、山居町保育園の職員の使用料となる。それから、20番、県道工事補償金であるが、こちらのほう42万4,078円、県道坂町停車場金屋線拡幅工事に伴い、通園バスのバス停を移転したことによる補償金である。以上だ。
- 福祉課長 21、22についても省略させていただく。
- 保健医療課長 それでは、20款6項6目3節衛生雑入の備考6、7についても、例年どおりのため省略させていただく。

歳入

第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

- 木村 貞雄 18Pの児童福祉費負担金の母子生活支援施設入所者負担金の9,900円、これの積算の根拠はどんなふうなあれか。
- こども課長 母子生活支援施設に入所した1世帯分の入所者の負担金である。平成30年7月から平成31年3月までの9カ月間入所したものの負担金ということで。

木村 貞雄 国庫負担金のこの児童入所施設とのかかわりはこれないのか、県もあるけれども。
子育て政策係課長補佐 利用料については、係る負担分から差し引きをして残りに対して補助率を掛けるような形になっているので、よろしく願います。

木村 貞雄 ちょっとばかりわからない。国庫負担金と県の負担金と市と、そういう話ではないの、何かわかりづらい話、答弁なのだけれども。

子育て政策係課長補佐 国庫補助率、国の補助率については2分の1になっているし、県の補助率については4分の1というふうな形になっている。

木村 貞雄 いや、だから説明がわからない。

(「負担率の関係」と呼ぶ者あり)

木村 貞雄 だから、その補助の分の足りない分を納めるということ。どういう話なのだから、説明ちょっとわからないのだ。補助率のこと聞いているのでない。

子育て政策係課長補佐 利用料については、国の要綱に基づいて利用者から負担をしていただくような形になっている。それ実際かかった経費からその利用料を引いた残りに対して補助率を掛けて、それが国なり県なりの負担金というふうな形になっている。

木村 貞雄 ちょっとわかりづらい。それであると、国の補助とか県の補助とか市で、その残りというのは話わかるけれども、最後に国の補助率を引いて何か掛けるというような今の説明なのだけれども、わかりづらい説明だ。分科会長、わかるか、説明。

渡辺分科会長 何か福祉課長がしそうな感じなのだけれども、答弁できるか。

木村 貞雄 後でいい、わからなければ、時間たつので。

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄 では、今聞いている母子、この負担金はどんな計算方式で上げている、決算書に。予算でないのだ。決算したのだから、はっきりしているのだから。

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄 わからなければ後でいい。

子育て政策係課長補佐 1カ月1,100円に対して9カ月分の計算となっている。

渡辺分科会長 木村委員、いいか。

木村 貞雄 終わる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 国庫支出金

(質 疑)

尾形 修平 26Pの児童福祉費補助金だけれども、先ほど1番の母子家庭等自立支援給付金事業だということで、その説明で母子家庭等自立支援給付金の4分の3ということだったのだけれども、具体的にこれ何人その研修というか、受講されているのか、金額

的に結構な金額なのだけれども。

こども課長 自立支援教育訓練給付については実績はゼロである。実績はゼロ、いらっしゃらない。高等職業訓練促進給付については、2名の方が受けていらっしゃる。

尾形 修平 これ、2名の研修費の補助として460万円もかかるということ。

こども課長 副参事から説明願います。

子育て支援室副参事 国庫負担金であるが、自立支援教育訓練給付について1人分を見込んでいたが、実績についてはゼロということだ。高等職業訓練促進給付については、5名の方の給付を見込んで予算のほうをとって、それに対する負担金をいただいていたのだが、実績は2名ということになっている。

尾形 修平 これ決算だよな。

子育て支援室副参事 その差額について、精算したのに対しての今回返還金という形になる。

(何事か呼ぶ者あり)

子育て支援室副参事 申しわけない、返還金ではなくて、歳入としての受ける分については、自立支援教育訓練を1人分、あと高等職業訓練促進給付分として5名の方の分ということで、歳入として受ける形で決算になっている。

尾形 修平 そうすると、今の説明だと6人の人に対してのあれだけれども、実績としてはないわけだろう。ないのにこの金額の決算になるわけ。

子育て支援室副参事 今年度、平成30年度分としては、この決算額について国からの国庫負担ということで歳入いただいているが、来年・・・

(「返さなきゃないんですか」と呼ぶ者あり)

子育て支援室副参事 来年度だ。

(何事か呼ぶ者あり)

子育て支援室副参事 令和元年度・・・

尾形 修平 平成31年度に返還するということ。

子育て支援室副参事 はい。

尾形 修平 了解。

長谷川 孝 26Pの児童入所施設措置費等の負担金なのだが、これDVと言ったよね。村上市で児童のDVというのは、この入所施設の措置された人数というのは何人いたのか。

子育て政策係課長補佐 2世帯分になる。

長谷川 孝 その2世帯の例えば父親が暴力振るったとか、はっきり言って今非常にこれ大きい問題になっているよね。もし差し支えなかったら、どういう、例えば片方の親が暴力振るったためにとか、母親と一緒に入ったのだとかいう、そういう理由ちょっと教えてもらえる。

こども課長 大変申しわけないが、個別案件になるので、回答のほう控えさせていただく。

長谷川 孝 個別案件だということだけれども、結局その後どうなったのかというのが心配なわけ、その後。これ、結局いつ入ったのかわからぬけれども、その後どういう対応をしたのかというのがわからないわけ、こっちで。その後どうなっているか。

総合相談係副参事 福祉課、中山だ。児童入所施設入った方についてだが、母子で入ったわけで、母親のほうはその施設の近辺に就職を見つけて、その後近所の市営住宅にまた当選して、そちらのほうで順調に暮らしているというふうなことになっている。

長谷川 孝 私も、こういうの対応したことあるものだから、本当は一番あれなのは、そういうふう最終的にどうなったかというのが、解決の仕方が一番大事なのであって、理由はともかくとして、例えばこれに匹敵するのがストーカーとかあるわけだよな。

もう何回も居場所わかって、また追っかけられたりとかというののないようにやっぱり対応してもらいたいというふうに思うので、よろしく願います。それともう一つ、さっきからちょっとわかりにくいところは障がい者、つまり発達障がいの人たちが今新発田で2年ぐらいその高等職業みたいな訓練受けて、それで民間のところで就職、ハローワークが率先して仕事をしてもらいたいということで民間の企業に働きかけているのだが、そのあれというのはどこで出てくるのか、この歳入の中で。

福祉 課長 今ほどの件については、市のほうの歳入はない、要は歳出もないということになるので。

長谷川 孝 ということは、国か何かのあれなわけ。

福祉 課長 市のほう通さずに、国また県のほうから直接の補助になるかと思う。

長谷川 孝 わかった。

〔委員外議員〕

川村 敏晴 今の26Pの児童入所施設と、前に出ていた18Pの母子生活支援施設は同じ施設か。
こども課長 同じ施設である。

川村 敏晴 これは、村上市内に施設はあるか。

こども課長 市内にはない。

川村 敏晴 市外。

分科会長（渡辺 昌君）休憩を宣する。

（午前11時59分）

分科会長（渡辺 昌君）再開を宣する。

（午後0時58分）

第15款 県支出金

（質 疑）

尾形 修平 30Pの生活保護等負担金で、先ほど課長の説明で住居不明の人というようなお話しだったのだけれども、その辺もうちょっと詳しく説明してもらえるか。

福祉 課長 30P、生活保護等負担金の中で、居住地が明らかでない要保護者に対して保護した場合の経費、県が4分の1負担するというもの、この関係である。これについては、9人分支払いをしている。総額で2,700万円程度、その4分の1の670万円ぐらいが歳入として入っているし、そのほかに保護施設の事務費について約100万円弱が歳入として入っている。

尾形 修平 これ今9名分というお話しだったけれども、その人たちの住居とか生活費も含めて現状どうなっているのだ。

福祉 課長 現在は、村上市ということで取り扱いをしている。保護した時点で村上市に住所がなかったということになる。

尾形 修平 今ちょっと理解できないのだけれども、例えばどこか自治体行って、そこで市の福祉課のほうに生活保護お願いしたいということで申し出たとした件数がその9名ということで、まるっきり村上市に縁もゆかりもない人なのか、その人たちは。

福祉 課長 そのとおりなのだが、村上市に住所がなくてたまたまここに、村上来て保護申請

- をしたという人の分も入る、現所在地保護というか。
- 尾形 修平 その人たちの住居に関しては、市が生活保護の支給費の中で例えば市営住宅とか民間のアパートとかに入れているという言い方おかしいけれども、実際そうなのか。
- 福祉 課長 そのとおりで、保護を開始してから住居のほうを探して、民間アパートであるとか、市営住宅はちょっと厳しいかもしれないけれども、その辺の住宅をあっせんというか、紹介をしている。
- 福祉政策室係長 福祉課の本間である。今ほどの課長の説明に若干補足という形でさせていただきたいと思う。縁もゆかりもない方が村上市のほうで生活保護を申請をされたという場合に、この県の負担金のほうの対象になるというご説明をさせていただいたのだが、それ以外に例えば市外の施設に入所されている方で、施設入所中に生活保護の申請があつて、施設入所前の居住地が村上市であった場合、村上市のほうで生活保護の受け付けをしなくてはいけなくなっていて、そういった方に対して、その施設入所の費用等も継続して県の負担金の対象となっているような形である。
- 尾形 修平 私県内の状況わからないのだけれども、そういう言い方するとおかしいかもしれないけれども、例えば新潟市政令市だから、生活保護のカウントの仕方が少なくとも村上市よりも私はいいというふうに理解しているのだけれども、県内の状況というのどんななのか。わからなければ、後でもしあれなら。
- 福祉 課長 県内の状況だが、生活保護の被保護世帯というか、世帯からいくとやはり新潟市が断然多くて、パーセントでいくと2.7%ぐらいの保護世帯になる。
- 尾形 修平 村上市が。
- 福祉 課長 新潟市が。
- 尾形 修平 新潟市が。
- 福祉 課長 はい。実は、村上市が新潟市を除いた県内だとほぼトップで2%弱、4月分で1.98で、5月で2%をちょっと超えたという程度の保護世帯率になっている。
- 尾形 修平 人口ふえるのはうれしいことだけれども、逆にうれしくない部分もあつて、なかなか難しいあれだと思うのだけれども、わかった。
- 長谷川 孝 ちょっと今の関連なのだけれども、例えば東京で兄弟が住んでいて、それでこっちに帰ってきて糖尿病で2日に1遍とか3日に1遍行かなければだめだというので、こっちに来てから生活保護の申請して、それで上の山住宅にお世話になったとかというも、こういう事例に入っているわけ。
- 福祉 課長 その方については、多分もう住所登録が村上市にあるかと思うのだが、その場合はこの県の負担ではなくて通常的生活保護費になるので・・・
- 長谷川 孝 それはまた違うのだね。
- 福祉 課長 はい。
(何事か呼ぶ者あり)
- 河村 幸雄 30Pの民生費県負担金の中の障害者自立支援給付費負担金、6番のところだけれども、この自立支援、就労支援というか、障がい者雇用の雇用企業というのだろうか、村上市の。何社ぐらいはあるのだろうか。
- 福祉 課長 雇用率に算定する50人以上の企業については、済みません、ちょっと申しわけない、企業数ちょっと把握していなかったのだが、法定雇用率達成している企業は85%ぐらいと聞いている。100%達成はしていないというふうに聞いている。
- 河村 幸雄 そんなに何十社もあるわけではないのだろう。
- 福祉 課長 何十社ではない。

河村 幸雄 その企業名という、何社というのであれば、企業名聞かせてもらうわけにいかないか。そういうのはだめだ。

福祉 課長 1桁ではないと思ったので、申しわけない。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 財産収入、18款 繰入金、第20款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、83、84Pから始まるが、説明については次の85、86Pをごらんください。第3款第1項第1目社会福祉総務費、説明欄の順番に説明させていただく。1の社会福祉費一般経費であるが、新規事業として福祉相談事業を実施した。法律相談手数料12万9,600円の内訳は高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援に関し、相談事例を解決するために弁護士と協定を結んだものだ。弁護士による月1回の相談、随時の電話による簡易な相談に対する費用となる。次、2については省略させていただく。3の行旅病人等支援経費44万円については、行旅死亡人等に対する火葬等に係る費用2名分と、行旅人等の移送費、切符代になる。次、4の生活困窮者自立支援事業経費2,033万4,337円は、生活困窮者自立支援法に基づく事業で、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業についての事業運営業務委託料となっている。実績として、相談受け付け件数が年間105件、支援計画作成件数は21件、就労者は12人だった。ちなみに、社会福祉協議会のほうに委託している。

介護高齢課長 5、介護職員人材確保推進事業経費130万1,362円だが、運転業務委託料1万6,362円だが、これは高校生向け介護事業所見学ツアーのバス運転業務の委託料である。2名分である。介護人材確保推進事業給付金80万円だが、これは、村上市内の介護事業所に就職する者を支援することにより、介護に従事する人員の確保をするための給付金ということで、20万円掛ける4人であった。介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金48万5,000円だが、これ介護職員等のキャリアアップのための研修等の補助金であって、平成30年度は6事業所であった。10万円が限度である。6の市民後見推進事業経費23万9,714円だが、これは市民後見人の活動を安定的に実施するための体制構築に係る事業を行っているが、市民後見人制度を幅広く周知するためのセミナー及び成年後見制度利用支援体制検討会を行っている。

福祉 課長 次の7、8、9については省略させていただく。次のページ、87、88Pの10、特別障害者手当等経費4,213万490円だが、特別障害者手当について、受給者の死亡や長期入院による資格喪失の影響で、延べ受給者が105人減少した。一方で、障害児福祉

手当では、延べ受給者が17人増加している。次、11、障害者自立支援経費12億5,532万2,909円であるが、主なものは障害福祉サービス費10億3,769万9,523円、医療費助成費6,900万7,016円となっている。生活介護と就労継続支援B型の利用が大幅に伸びたほか、平成30年度に2事業所が開設したため、障害児通所支援サービス費が大幅に増加した。12については省略させていただく。次、13、発達障害者支援事業経費86万25円、これについては、平成30年度の新規事業となる。相談支援ファイル「ぱすのーと」を出生時全員に配布したほか、希望者にも配布した。また、ペアレントトレーニングを2会場で実施している。14、運営費負担金4,378万1,000円は、中井さくら園の負担金とひまわり荘の負担金であるが、中井さくら園の本体工事が終了したことなどにより、前年度より608万5,000円の減額となった。15、地域活動支援センター経費100万2,297円は、ぬくもり工房に係る経費であり、女子休憩室エアコンの取りかえ工事を実施している。16、17については省略させていただく。

保健医療課長

続いて、備考19、国民健康保険特別会計繰出金4億5,881万8,252円は、歳入で受けた国、県からの保険基盤安定負担金に市負担分をつけ足したものと、出産育児一時金、職員給与費等事務費、財政安定化支援事業分を合わせ国保の特別会計へ繰り出すもので、国保特会7款の一般会計繰入金と同額になっている。

福祉課長
介護高齢課長

次の20は職員人件費なので、省略させていただく。

3款1項2目社会福祉施設費では、総額で2,287万7,300円支出いたしたが、これ1、2とも例年どおりなので、省略させていただく。次に、3款1項3目老人福祉費だが、主なものについて説明させていただく。備考欄の1、老人福祉費一般経費5,984万5,408円であるが、100歳長寿祝金として620万円だが、31名分掛ける20万円となっている。次の敬老祝品代175万2,674円であるが、米寿で609人、白寿46人、101歳以上が50人ということになっている。下のほうに行くが、村上岩船福祉会特別養護老人ホーム負担金（ゆり花園増築分）では419万1,370円だったが、ゆり花園増築分の負担金は、今年度213万9,000円で終了となる。次のページをお願いする。村上岩船福祉会特別養護老人ホーム負担金（いわくすの里）は2,427万2,905円だったが、平成30年度で終了となった。2の生きがい活動支援経費736万3,230円の主なものなのだが、平成30年6月から開始いたしたハッピーボランティアポイント事業に係る経費として、報償費で41万400円、消耗品費として13万2,362円のうち11万4,544円、印刷製本費4万500円の合計で56万5,444円を支出したが、ボランティア活動の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを促進するために、村上市社会福祉協議会で共同で取り組み、この事業の登録者が対象となるボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、5ポイントごとに500円のクオカードと引きかえるというものである。平成30年は登録者数が273人、ポイント付与数が2,122ポイントで、カードを交換した枚数が361枚であった。下から2行目だけれども、通所サービス活動業務委託料347万1,200円、これは神林いこいの家を会場に65歳以上の高齢者、介護保険の対象者を除くが、を対象に要介護状態に陥ることを予防するため、軽度の運動、レクリエーションを通じて利用者相互の親睦を図っている。あと、3から6については例年どおりなので、省略させていただく。7の高齢者生活支援経費2,287万3,797円の主なものであるが、下から5行目、要援護老人安否確認委託料160万200円であるが、80歳以上の単身者及び高齢者のみ世帯に対し、年に1回から2回安否確認訪問を実施している。また、年に1回は閉じこもりの有無等、生活機能アセスメントのチェックを行い、ただ単に声がけをするだけでなく、客観的状況を記録とし

	て残し、必要な対処を図っている。次に、高齢者見守り支え合い体制づくり事業委託料120万円であるが、老人クラブが主体となって高齢者宅を訪問し、傾聴ボランティアやひきこもり防止活動、安否確認、あわせて老人クラブ会員の獲得を行っている。8については例年どおりなので、省略させていただく。
保健医療課長	備考9についても例年どおりなので、省略させていただく。
介護高齢課長	10についても例年どおりなので、省略させていただく。
保健医療課長	では、次の93、94Pをお願いいたす。備考11、後期高齢者医療広域連合負担金だが、県後期高齢者医療広域連合負担金3,202万6,906円は、広域連合の運営に係る事務的経費の構成市町村の負担金である。その下の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金7億3,039万5,000円は、後期高齢者給付費の市町村定率負担分である。負担対象額の12分の1に相当する額になる。
介護高齢課長	12、介護基盤整備事業経費179万9,346円であるが、これ返還金であって、歳入のときにも説明させていただいたが、市が公募した認知症対応型生活介護、グループホームの整備に対しての県補助金であって、平成28年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額確定に伴い精算した結果生じた平成28年度の県補助金の返還金である。13については例年どおりなので、省略させていただく。14だが、低所得者介護保険料軽減経費7,155円であるが、過年度低所得者保険料軽減負担金の返還金であって、平成27年から平成29年度決算による返還金1名分である。
保健医療課長	備考15、後期高齢者医療特別会計繰出金2億912万2,130円は、歳入で受けた県からの基盤安定負担金に市負担分をつけ足したものに職員給与分、事務費分を合わせ後期特会に繰り出しをするもので、後期特会3款の一般会計繰入金と同額になっている。
介護高齢課長	16、17は例年どおりなので、省略させていただく。次に、3款1項4目の老人福祉施設費だが、主なものだが、備考欄の1から4は例年どおりなので、省略させていただく。5のふれあい羽衣経費2,068万6,320円であるが、測量設計等委託料29万3,760円だが、これはスプリンクラー設置工事管理業務委託になっている。指定管理料については1,350万1,080円となっている。工事請負費の689万1,480円は、スプリンクラーの設置工事となっている。工事内容としては、屋内に特定施設水道連結型スプリンクラーポンプユニットを設置して、ポンプより施設内に配管を引き込み、天井配管から各居室にスプリンクラーヘッドを取りつけるという工事である。6は例年どおりなので、省略させていただく。7の老人介護施設経費、デイサービス関係となるが、949万2,040円で、主なものだが、指定管理料として631万9,000円だが、これは上海府デイサービスセンターゆきわり荘の分である。次に、汚泥処分委託料124万2,000円であるが、デイサービスセンターゆり花荘の床下から悪臭が発生し、調査したところ長年にわたり床下に結露が発生し、汚泥化してたまり続けていたことが判明したため、汚泥の除去等の作業を緊急で行った。
こども課長	では、3款2項1目児童福祉総務費の備考欄1である。家庭児童相談経費だが、事務処理対応職員を備考2の児童虐待・DV対策等総合支援事業経費に分けたため、平成29年度よりも205万円ほど減額している。相談員は2名体制で、平成30年度の相談件数は延べ303件、平成29年度より39件の増となった。備考欄2であるが、児童虐待の経費だが、昨年度備考欄1と合算していた。含めて計上していたが、平成30年度より別事業として計上いたしている。事業の内容については、事務処理対応職員として臨時職員を雇用した経費となる。金額については、昨年度とほぼ同額である。

備考3、子ども・子育て支援事業計画経費だが、第2期村上市子ども・子育て支援事業計画策定のため、子ども・子育て会議を2回開催したほか、ニーズ調査策定業務を業者委託したことによる経費である。

福祉 課長

95、96だ。備考欄の4、特別児童扶養手当経費18万6,587円だが、例年同様なので、省略させていただく。

こども課長

では、97、98Pをお開きください。3款2項2目母子父子福祉費、備考欄の1、ひとり親家庭等医療費助成経費3,481万833円である。こちらについては、平成29年の実績額よりも311万465円の減額になっている。対象者が51世帯、128名の減となったことによる支給額の減になる。備考の2、児童入所施設措置経費420万185円であるが、母子生活支援施設に保護された2世帯5人措置をした分の経費になる。備考3と備考4については省略させていただく。3款2項3目児童措置費、備考1、保育園運営経費である。9億202万167円となっている。主な経費としては、保育園の臨時職員に係る人件費である。では次、詳細については省略させていただく。99、100Pをお開きください。上から7行目、あらかわ保育園の指定管理料として2億78万5,020円が上がっている。こちら、昨年度より増額になっているが、こちらについては未満児の人数がふえたことによることと、法定価格の上昇という要因がある。そのずっと下になるが、工事請負費6,310万3,320円の主なものとしては、館腰保育園の屋上防水改修工事と外壁改修工事、あと瀬波保育園のエアコンの修繕である。備考欄の2、通園バスの運行経費だが、村上地区が2台、荒川地区1台、神林地区5台、朝日地区4台、山北地区4台の計16台の通園バスによる経費である。主な経費としては、運転業務委託料3,320万9,413円、公用車のリース料として869万4,432円となっている。備考の3、統合保育園整備事業経費だが、山北地区の統合保育園のエアコン修繕、保育室の増改築の工事によるものである。備考の4、子育て支援センター事業経費だ。市内6カ所で実施している。延べ人数2万6,691人の利用となっている。次に、101、102Pをごらんください。備考の5、一時預かり事業経費だ。市内5カ所で実施をしている。延べ人数1,792名の利用となっている。備考の6、ふれあい交流事業経費67万8,335円だが、地域全体で子育てを支援するという意識づくりを目的とし、全保育園において畑づくりであるとか、調理体験などさまざまな活動を通して地域住民との交流を図っている。備考の7、幼児の体力向上事業経費212万7,065円だが、平成28年度に山辺里保育園で1カ所で試験的に実施をいたした。平成29年度からは、14園で実施をしている。内容としては、年8回の運動遊びの実施と年2回の体力測定を総合型スポーツクラブ等に委託をし、実施したものだ。備考欄の8、認定こども園運営事業経費8,131万4,690円だが、主なものは村上いずみ園においての一時預かり事業委託料284万3,530円、施設型給付費負担金7,189万8,160円、子育て支援センター事業補助金391万7,000円だ。なお、施設型給付費負担金については、法定価格が上がったことのほか、利用子どもの数が増えたことにより平成29年度の決算額よりも1,158万7,010円の増となった。備考欄の9、地域型保育事業運営経費6,681万2,360円だが、主なものはゆりかご保育園、杏園、マイマイ保育園においての地域型給付費負担金6,346万2,360円だ。負担金については、平成29年度の決算額より266万4,810円の減額となっているが、主な理由としては、利用した子どもの数が減ったことによる減額分となる。備考の10、病児保育事業経費1,382万692円だが、あらかわ病児保育センターに係る経費だ。主なものとしては指定管理料で、1,339万7,155円となっている。備考の11、児童手当等支給経費だが、こちらのほう

は例年どおりなので、説明を省略させていただく。次に、103、104Pをお開きください。3款2項4目学童保育費だ。備考の1、学童保育経費であるが、主なものは指定管理料3,013万3,201円となっている。また、工事請負費324万円については、二之町学童保育園のエアコン修繕である。それから、3款2項5目の児童福祉施設費、備考1である。児童遊園施設経費だが、工事請負費195万2,640円については、児童遊園地等の遊具の修繕を行ったものである。以上だ。

福祉 課長

続いて、3款3項1目生活保護総務費、備考欄の1、生活保護経費及び次のページの105、106Pの備考欄2、生活保護総務費職員人件費については省略させていただく。続いて、3款3項2目扶助費についてだが、備考欄の1、生活保護扶助費7億5,915万1,756円であるが、平成29年度と比較して3,373万5,000円ほど減額となっている。特に医療費扶助で3,675万5,000円ほど減額している。被保護世帯数、人員はともにふえている状況だが、医療費についてだけ今年度減額となっている。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長

それでは、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、備考1、保健衛生総務経費6億2,278万5,719円のうち、下から7番目になるが、医療施設等設備整備費補助金1,911万6,000円は村上市、関川村、栗島浦村の負担金と歳入で説明いたした県補助金を合わせ、村上市が間接補助者となり、村上総合病院に補助する。病院群輪番制病院として必要な医療機器、超音波内視鏡システム1台の購入に係る交付額だ。その下の公的病院等運営費補助金1億3,310万1,000円は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、救急医療及び小児医療の専門病床を有している公的病院に対して補助金を交付するもので、村上総合病院と瀬波病院に助成している。特別交付税を財源にしている。その1つ下の村上総合病院移転新築事業費補助金4億5,000万円は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、移転新築する村上総合病院の事業費に対し交付したもので、一般的な補助金とその性質が異なるため、3年間の総額を25億円とするものである。次に、下から2番目の奨学金貸与金210万円は、村上市医学生修学資金貸与制度における初年度の就学生1名の貸与額で、休学までの7カ月分である。続いて、次の107、108Pになるが、備考の2、3は、例年どおりのため省略させていただく。

福祉 課長

備考欄の4、精神保健施設経費1,679万8,069円であるが、主なものは指定管理料だが、その下の工事請負費のところをやまびこの家の既存コンクリートブロック塀の上部を解体し、補強する工事を行っている。5については省略させていただく。

保健医療課長

備考の8、保健衛生総務費職員人件費は省略させていただく。次の4款1項2目予防費、備考1、生活習慣病予防対策経費9,756万2,200円のうち、健康診査委託料8,317万1,599円は30代、生活保護世帯、後期高齢者等に係る健康診査やそれに付随する心電図、眼底検査及びがん検診の委託料だ。平成30年度より心電図、眼底検査の無料実施のほか検査項目を充実し、健診内容を充実を図っている。続く備考2、歯科保健事業経費では1,129万7,779円のうち、次のページになるが、消耗品費242万9,014円の中で、平成30年度から市内全中学校1年生を対象にフッ化物洗口を開始するための準備として、薬剤や容器等の準備を行った。次の備考3、予防業務経費及び備考4の自殺予防対策事業経費は、例年どおりのため省略させていただく。

こども課長

備考5、子どもの医療費助成経費1億3,875万8,661円である。助成延べ件数は、昨

年よりも3,473件の減となった。

福祉 課長

次の備考6については例年どおりなので、省略させていただく。

こども課長

備考7、未熟児養育医療給付経費207万6,886円、平成29年度決算に比べて99万1,109円の減となった。以上。

保健医療課長

8、母子保健経費は3,793万511円だが、下から5番目の妊婦健康診査委託料2,804万8,210円は、子宮頸がん検査を含み1人14回までを助成しており、延べ受検件数は3,038件だった。一番下の不妊治療費助成金408万9,700円は、不妊治療に係る費用の3分の2、上限で20万円だが、それを助成している。平成30年度の助成件数は、特定不妊治療が延べ21件、特定不妊治療以外は21件である。次の備考9、予防費職員人件費は省略させていただく。続いて、113、114Pになるが、4款1項5目の保健衛生施設費、備考1は、例年どおり朝日と荒川地区の保健センターの施設経費なので、省略させていただく。その下の4款1項7目診療所費は、次のページをお願いいたします。いいか。備考1の急患診療所経費3,262万6,128円のうち、下から7番目の医師当番管理等委託料1,710万1,600円は、急患診療所に従事いただいた当番医師48名分の報酬等である。4款衛生費については以上である。

第3款 民生費

(質 疑)

尾形 修平

これ、初日でも聞いたのだけれども、86P、扶助費のやつで、これ誰に聞けばいいのかわからないのだけれども、多分さっきの福祉課長の説明だと、ほぼ生活保護の関係で昨年よりも5,500万円ぐらい減っているのだけれども、その中で医療費が世帯数もふえているし、被保険者のあれもふえているのに、何で去年よりも3,700万円も減っているのかという、その原因というの何だと思う。

福祉 課長

確かに医療費3,000万円以上減少しているのだが、この原因については、大変申しわけないのだが、私どももちょっと詳しく分析していない。これからちょっと原因のほうを何とか突きとめたいなどは思っている。

尾形 修平

いいか、続けて。それと、先ほど言われた同じページの生活困窮者の自立支援の中で、社協に委託して神林ではやっているけれども、相談件数105件、就労が何件と言ったか。

福祉 課長

就労12人。

尾形 修平

たしか去年も私言ったかと思うのだけれども、これほとんどの人が多分正職でない、いわゆる臨時で就職されていると思うのだけれども、言ってみてこれだけ予算かけて、相談件数もそうなのだけれども、予算かかっているわけだ。あと、その就労した人が本当にそれで安定して生活できるのであればいいけれども、なかなかそれも難しいのでないかなというふうに思っているのだけれども、課のほうではどういうふうなお考えだろう。

福祉 課長

なかなか正規の職員に就労するというのは、ちょっと厳しい状況はある。だが、就労に結びつかなくても、家計の相談もしているので、今ある収入の中で上手に生活をやりくりするというふうな相談も委託しているので、その辺では効果が上がっているものと考えている。

尾形 修平

先ほど言われたこの中で、学習支援は実際どのような形態でやられているのか。その対象者も、何名いるのか教えてくれ。

福祉 課長

学習支援事業に関しては、基本は家庭訪問によって週1回程度の支援をしていると

ということなのだが、学習支援をするための人、担当する人を集めるのがちょっと苦慮していて、特に中学生の数学とか英語とか、そういうのを担当できる人が少ないというのが悩みとなっている。今実際利用している人数については対象者3世帯、5名となっている。

尾形 修平
木村 貞雄

いい。

86Pの上の社会福祉費一般経費の中の遺族会の補助金なのだけれども、これバス代等に関するけれども、合併してからの流れはあるのだけれども、今村上市の各地区で、全部その各地区でやっているか、この補助金のあれは。

福祉 課長
木村 貞雄
福祉 課長
木村 貞雄

遺族会の連合会のほうに補助している。

全額やって、あと中身はわからないということ。

連合会のほうで処理をしてもらっている。

次のページの障害者自立支援経費の中で、特に障害者通所支援サービス費がふえるわけなのだけれども、これ増設して。その後、今年度に関しても増設している、どこかで。

福祉 課長
木村 貞雄
福祉 課長
木村 貞雄

今年度、令和元年度だが、また児童のほうについてはふえている。

何件、人数。

児童だと1事業所ふえている。

その障がい通所の関係でお聞きするけれども、細かいこと聞いて悪いのだけれども、利用料金は簡単にどんなふうになっているか。普通の施設と同じようなあれか。

福祉 課長
木村 貞雄

法律上、原則は1割負担なのだが、所得に応じて・・・

中身は同じか。昼食費とか、そういう中身のことが、利用料金というの使われる。

福祉 課長
木村 貞雄

昼食に関しては、ここには入っていない。その施設を利用するということで費用がかかるということになるので、その分が原則1割負担ではあるのだが、実際市町村民税非課税だと、負担はゼロになる。

その中身というのわからないの。普通例えばどこか利用すれば、利用料金の中身というの大切だろう。幾らかかるというの基本的だろう。

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄

施設へ入れば食費とかあるいは光熱費とか、それらのかかってきて、これだけかかるよと。その分の1割とか、そういう基本的なことはわからないのか。

福祉 課長

基本的に食費については自分で負担していただくので、これについては1割云々とかというところには入っていない、要は施設を利用するための経費ということになるので。

木村 貞雄

そうすると、前に課長に私聞いたことあるのだけれども、施設にずっと入所している人だと、そういう経費の利用料金のうちから、この前たしか聞いたことあるのだけれども、特定障がい者特別給付費というのを引かれるのだ。少し安くなるのだ。そういうのは当てはまらないわけだね。

福祉 課長

今ほどおっしゃった特定障がい者については、入所された方への費用になるので、通所というか、通っている方については該当しない。

木村 貞雄

その下の下の下の返還金というの、これ急にふえたのだけれども、この内容というの。

福祉 課長

この返還金3,300万円については、平成29年度の実績をもとにした返還金になる。平成29年度に国庫負担、県負担でいただいた金額を精算しての返還金になる。

木村 貞雄 飛んで98Pの、私はこれ歳入のときに聞いたのだけれども、その関連で聞くのだけれども、この真ん中の2番の児童入所施設措置経費の母子生活支援施設入所措置費があるのだけれども、このところに要するに国庫負担金が2,030万だったか、県の負担金はその4分の1で、村上市でも4分の1になるわけなのだ。ここに私さっき午前中に歳入で聞いた母子施設入所費だったか、あれの九千幾らというのは、まるっきるかかわりはないのか。

子育て支援室副参事 歳出のこの母子生活支援施設入所措置費420万185円、こちらのほうが2世帯分の措置にかかった経費として市がまず一旦支払をした分になる。ここから利用者負担ということで9,900円を引いたその費用に対して国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1を市が負担するという形になっている。

木村 貞雄 その9,000円というのがだから私わからないから、どうしてもそれはわからないわけね。だから、その負担の計算方式というのわからないから。

子育て支援室副参事 国のほうの基準に基づいて負担していただいているのだが、負担していただいたその9,900円の根拠というのが1月当たり1,100円、基準が。

木村 貞雄 それが決まっているわけ。

子育て支援室副参事 1,100円を9カ月分ということで9,900円となっている。

木村 貞雄 もう一つ、104Pの関係で、児童遊園施設の関係でお聞きするけれども、最近どこの遊園地でも、一般質問した人もあるけれども、撤去はいっぱい撤去するのだよね。そのことについてだけれども、人口減少も一応しているのだろうけれども、子どもの減少も影響するのだろうけれども、本当に使う必要がなくなって撤去していくのか、それとも予算の関係で、いずれかはつくるのだろうけれども、危険だから撤去するののかという、その考え方を教えてくれ。

こども課長 まず、こちらの工事請負費の中で修繕したものになるが、基本的には遊具の安全点検を行っている。そちらで危険だという指摘を受けたものについては、撤去することで進めている。具体的には、平成30年度であれば荒川地区のブランコを撤去したこと、34万円何がして、あと神林地区4カ所の児童公園においてシーソーの撤去であるとか暗渠、日よけの施設の撤去、滑り台の撤去というところでこれだけの金額を要しているというところである。予算の関係というよりは、安全性を確保するための撤去というところである。

木村 貞雄 安全のために撤去はいいのだけれども、今後必要ないからあとはつくらないという考えなのかということ。

こども課長 児童公園の3つの遊具というか、滑り台、ブランコ・・・

木村 貞雄 これからも出てくるとのことね。

こども課長 それは、設置していきたいという方向で考えてはいるが、とりあえず危険なものについては撤去していくということで進めている。

木村 貞雄 終わる。

こども課長 先ほど神林地区の宿田の公園では、滑り台の撤去とあわせて設置をしている。

長谷川 孝 86Pの我々の委員会でももう6年か7年前ぐらい、北海道に視察に行ったときの市民後見人というのを何とか制度化してもらいたいという話をしていた時期もあったと思うのだけれども、一般質問等も出たよね。だけれども、これ毎年、毎年同じその支援体制検討委員会みたいな委員が会議やるだけで、あとさっぱりその後どうなったのかが見えてこないのだけれども、今どのような状況まで行っているのか、ちょっと説明してくれるか。

高齢者支援室長 現在なのだが、どのような形で市民後見というのを進めたらいいかということで、今年度の話になるのだが、佐渡のほうに視察に行って、どういう形がいいかというのを研究して帰ってきて、それでその委員の中でもまた小さいグループをつくって、よりよい方向というのを今摸索しているというところである。どのような形がいいかというのとあわせて、どういうふうに啓発していくかというところもあわせて検討している。

長谷川 孝 今まだそういうのを利用する人がいないからゆっくりしているのか、それとも活用した人にはこういうような形で相談に乗っているのかを含めて、もう少し具体的に教えてくれない。今その視察行っているなんていうのはもう四、五年前の話のあれからいったら、どうも進みぐあいが遅いような気がするのだけれども、副市長どう思う、この話は相当前からあった話なのだけれども。

福祉 課長 済みません、副市長の前に説明をさせていただきたいのだが、この市民後見推進事業経費ということで入っているが、実は今までは法人後見のほうを主に検討してきた。法人後見に関しては、今社会福祉協議会が既に始めているので、次の段階として今市民後見ということで先ほど介護高齢課のほうから説明があったとおりののだが、実は市民後見について、実際一般の方が市民後見のカリキュラムの講座を受けて家庭裁判所に登録するわけなのだけれども、自分の財産を預けるわけなので、カリキュラムの研修が終わったから、ではすぐに選任されるかということ、なかなかそのハードルが高くて、選任されるためにはどういうふうなカリキュラムで研修をしたほうがいいとか、不正が起こらないようなバックアップ体制をどう構築するかということを今検討している最中だ。

長谷川 孝 福祉 課長 頑張ってくれ。それで、社協が今やっている相談というのはどのぐらいあるものか。今現在社協で法人後見として受けているのは、6件から7件というふうに聞いている。

長谷川 孝 それと、92Pの村上岩船養護老人ホームいわくすの里、平成30年度で終わりということで、ようやく終わったのだなというふうに理解しているのだが、今指定管理とかで介護高齢課が24時間体制の公募しているよね。そういうのの中に、地元のお店とかから買うという地域貢献度とかというの点数に入っているような感じするのだけれども、どうも聞いているといわくすの里、旧村上市のときには理事長も旧村上市の人だったし、それから園長も旧村上市の人だったということで顔が見えたのだ。だけれども、今は園長が朝日地区から来ているということで、余り岩船になじみのない人が今運営とかその施設にかかわっているというような状態なのだ。それで、心配しているのは、地元の業者とかそういうのを使ったやり方で前と同じようなやり方をしているのかどうかというのをちょっと聞いてもらいたいということなのだが、その辺どうか。

介護高齢課長 正直言って、今あの施設についても委託しているのだ。委託出して、直営でやっているところは今多分村上岩船福祉会でないと思うのだけれども、その辺そうすれば聞いてみたいと思うが、実際どこを利用しているのかちょっと私今現在わからない。

木村 貞雄 社協のことで、ちょっと副市長にお聞きするけれども、お聞きするというかお願いなのだけれども、社会福祉協議会でまず障がい者の年間に何か歌謡ショーとか何とかで連れて行ってけがした人あったのだけれども、保険に入っていないというのが、障がい者を連れて行って手当てしなければいけないのだけれども、障がい者を転ばせてというか、1人で転んだのだけれども、話具体的に言うと、私らもあちこち行くと

廊下のあたりとか、例えば下足がなくて靴をそこに脱がせて、そうすると下に紙敷いたりして、あれも一つの落とし穴で滑りやすいのだ。それ滑りやすい・・・

(「後で今度各委員会で、今課題の協議会に出したほうがいいな。決算のあれとちょっと・・・」
と呼ぶ者あり)

木村 貞雄 いや、副市長に聞くと言ったほうが・・・

(「だから、いいけども、所管の諸課題は協議会をこれからやるということをやったけれども、言ったことないことをやっている、皆さんでは出していると、委員会のあれが分科会でなくなるから、その辺ちょっと考えたほうがいい」と呼ぶ者あり)

木村 貞雄 ちょっと指導してもらいたいのだけれども、その・・・

副市長 詳細についてはちょっと把握していないので、そこを確認した上で適正な指導したいと思う。よろしく願います。

尾形 修平 96Pの家庭児童相談経費なのだけれども、先ほど課長の説明で、昨年よりも私も予算減ったなと思ったのだけれども、それがこの児童虐待、DV対策と2つに分けたということだったのだけれども、件数でことしが303件、去年が286件だった。これ、件数というのは世帯ではないよね。あくまでも相談した件数だよ。

こども課長 相談件数だ。

尾形 修平 世帯でいくとどのぐらいあるのだ。

こども課長 その相談した世帯の件数としては把握していない。

尾形 修平 これは、303世帯だと非常に私思うには2人の相談員の方で対応するのが難しいなと。その臨時の補助員の方、仮に3人にしても、すごく業務量が余計だと思ったのだ。これ件数ではなくて世帯だとして、例えば相談件数が1世帯、特定の世帯の人が3回も4回もというのの積み上げが303なのかということを知りたい。

総合相談係副参事 福祉課、中山だ。委員おっしゃるように、その三百何の数字が世帯数ではなく、それ延べの相談件数になる。以上だ。

尾形 修平 だから、その対象となる世帯数としてどれだけの世帯の方が対象になっているのかなというのを聞きたいわけ。

総合相談係副参事 中山だ。ちょっと私の手元の資料、古いもので恐縮なのだが、全体の相談件数による世帯数等はまだ出ていないで、こちらで把握している進行管理、その中でも言葉極端だけれども、重度のもの、進行管理ケースというふうなこと捉えているのだが、これについて43世帯、平成29年度末のデータで、3世帯となっている。以上だ。

河村 幸雄 104Pの学童保育ということについてだけれども、市民厚生でも事務調査で学童保育調査させていただいた中で、学童保育の民営化、現在山北、神林地区で指定管理制度を導入していたということで、その運営だ。指定管理をしていたところの運営というのを見て、そのものを検証しながら、村上市の学童保育所の充実を図るといふか、済みません、言い方はあれだけれども、明らかな差があるようなところもあったのだ。すばらしい魅力のある運営方針をしているというような指定管理制度という魅力もあったものだから、そういう意味での全体の保育所の充実を図るための検証なんかは進めているのだろうか。

こども課長 検証といふか、村上地区の学童保育所を含めて市全体の学童保育所の今後のあり方というところでは計画を策定している。

河村 幸雄 野外での体力づくりをしたとか、子どもたちが5、6年生も利用するのは神林の学童であったとか、その指定管理のよさというのが明らかに見えてきているのかなと

尾形 修平 いうふうに私は感じたものだから、そういうところも大切に、村上市全域がそういうふうになって運営できればというような思いであるので、よろしくお願ひいたす。100Pなのだけれども、通園バスの運行経費で3,300万円で、先ほど課長の説明で16台と。だよ。そうすると、単純に1台当たり計算すると約20万円で1年間その運転業務をやっているということの理解でいいのか。

こども課長 バスについては、リース契約しているバスと自前のバスとあるので、単純に割る16ということではないかと思っている。

尾形 修平 では、この3,300万円の根拠もう一回説明してくれ。

こども課長 運転業務委託料については3,300万円だが、運行、走行する距離であるとかでその地区によっても随分差が、地区の距離とかに差があると思うので、単純な割る16ということではないかと思って・・・

尾形 修平 だから、単純に16ではないと言うから、この3,300万円の根拠を教えてください。だから、例えば1キロ当たり幾ら、幾らで、そのバスによって当然違いがあるということなのだろうけれども、その根拠を教えてください、どういう経費の積算の仕方をしているのかというのを。

こども課長 単価については、今ちょっと資料なかったのだけれども、単価契約をしている。1日当たり幾らということでの単価契約している。

尾形 修平 だって、さっき距離に応じてとかどうのこうのと言ったよね。
(何事か呼ぶ者あり)

尾形 修平 委託料。

子育て支援室長 積算に当たってはその地区、その地区のやっぱり走行距離であるとか、あと地理的な条件もある。あと、そのために必要な運転手さんの拘束時間も変わってくるので、それをもとにして、またそこに1台当たりの管理料であるとか、事務的な経費ひくくめて積算のほうをさせていただく。

尾形 修平 だから、その管理料を含めると、私がさっき言った1台当たりの単価が20万円だとすると、私はすごく安いのではないかなと感じたわけ。運転手の拘束も含めてこの金額になるとすれば、もうちょっとここ見直す必要があるのかなと思って聞いたので、後でもしあれだったら個人的にこの資料くれ。

〔委員外議員〕

高田 晃 86P、今ほど来出していた生活困窮者自立支援事業だが、年間105件、内容を私ちょっと詳細承知していないけれども、かなり広範囲な相談が来ているということだが、これ社協に委託している事業、これ相談員は何人ぐらいいるのか。

福祉 課長 社協相談員3名となっている。

高田 晃 平成27年ぐらいからこれ始めて、社協に委託しているのだけれども、相談の経過によっては、市のほうの福祉関係とかこども課関係とか、特に生活保護の関係、ここかなり強い連携がこれ必要だと。聞くところによると、県内でもやはり例を言うと新発田市さんなんかは直営でやっているのだが、これ委託にする事業でなくて、直営にしたほうがより効果もあるし、連携もしやすくなるし、その辺の考えは課長いかがか。

福祉 課長 確かに新発田市は直営でやっている。確かに直営でそばにいれば連携も本当にしやすいのだろうとは思っているが、直営する際の相談員の確保みたいなのも、非常に難しいというところもあるので、どっちがいいと言われると、一長一短ではな

いかなと思っている。ただ、委託で社会福祉協議会さんをお願いしているのがちょうど今軌道に乗ってきているかなという感じなので、しばらくはこのまましていきたいなと思っている。

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第123号のうち市民厚生分科会所管分は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（渡辺 昌君）閉会を宣する。

(午後2時16分)